

会則等改正内容及び趣旨について

1 那須塩原テニス協会会則を次のとおり改正する。

第 16 条

(略)

第 16 条の 2 本会は、(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(テニス)の資格を有する者から、指導員若干名を選出する。

指導員は、指導に必要な知識・技術の調査・習得に努め、本会が開催するテニス教室その他本会所属団体等において、テニスの指導に当たる。

2 運営活動費支給規程を次のとおり改正する。

第 2 条

(4) (略)

(5) 指導員

年間 5,000 円

3 改正趣旨

当会では、これまで、協会会員が(公財)日本スポーツ協会公認指導者(テニス)の資格を取得する場合、総会の承認を得て助成を行い、また、テニス教室の開催等に当たっては、本有資格者を中心として、教室等での指導を行って来た。

他方、これら当会の事業に協力する者の本会との関係については明確ではなく、また、当会として、今後、地域でのテニスの普及、技術向上等の事業の実施・継続に当たって、指導員の確保は必須の課題である。

このため、上記のとおり、会則等を改正し、当会における指導員の位置付け及び役割を明確にし、当会の体制強化を図るものである。

なお、今回、指導員には、活動費として 5,000 円を支給することとしたが、これは、日常的な研鑽や資格の維持に対する労に報いるものであり、テニス教室等での講師料の趣旨ではなく、指導員は協会役員ではあるものの、会則第 18 条に規定するとおり、役員会に出席する者(執行部)ではない。

また、指導員の就任に当たっては、会則で求める当協会への協力意思を明確にすることが必要なため、別添の「那須塩原テニス協会指導員就任依頼書・同指導員就任承諾書」を協会と指導員予定者間で交わすこととする。

合わせて、指導員予定者に対する資格取得費用の助成については、これまで慣習的に行われていたが、今後は、別添「運営活動費支給規程第 4 条の運用について」により行うこととする。